

第171回国会閣第19号に対する修正案

第171回国会衆議院厚生労働委員会可決

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一条中「平成二十一年四月一日」を「公布の日」に改める。